

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める要望意見書

上記について、稚内市議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和 6 年 3 月 1 5 日 提出

提 出 者

議 員

横	澤	輝	樹
吉	田	大	輔
栃	木	潤	子
相	内	玲	子
鈴	木	利	行
佐	藤	由	加里

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める要望意見書

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つです。冤罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろん、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題と言えます。

ところで、冤罪者を救済するための制度としては再審があります。しかし、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられています。このように、いわば再審のルールが存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によってまちまちとなっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれています。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要です。過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それが冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっています。したがって、冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要ですが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はありません。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であり、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠です。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられております。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪を立証する機会が与えられております。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではありません。

よって国におかれましては、次の事項について、刑事訴訟法の再審規定（再審法）を速やかに改正するよう、強く要望いたします。

記

- 1 再審請求手続において捜査機関が保管する全ての証拠を開示すること。
- 2 再審開始決定後、審理を長期化させない措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月15日

稚内市議会